



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	ある程度達成している

【総評】

- 国や県からの補助金収入が減少傾向にあるものの、農林水産業の担い手育成が県の最重要施策であることから、基金等の効率的な運用を図りながら、県内の農林水産業の担い手を育成するための事業が積極的に展開されることを期待したい。

なお 事業の実施に当たっては、県、市町、農業団体等関係機関との役割分担について留意したうえで、事業の成果を踏まえた効率的・効果的な手法を検討し、取組みを進めていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価：ある程度達成している】

- 役員は10名、全員非常勤で、市町や農林漁業関係団体の代表が就任しているほか、県農林水産部長が理事長の職に就いている。
- 経営状況が厳しい中で、専門性の確保と経費節減の観点から、農業振興という同様の目的を持ち、専門知識のある県農業会議事務局との事務局ワンフロア化や事務局長及び職員の兼務により業務を行っている。
県農業会議は、当法人とは若干性格を異にするが、農地や農業者を守り農業の振興に寄与するという目的においては同一であり、また、農業関係の専門的知識も豊富であることから、兼務職員化による事業の連携推進や経費の節減等を図っている。
- 平成17年度のプロパー職員退職に伴う補充を県農業会議事務局職員の兼務により対応しており、現在、専従のプロパー職員はいない。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 平成23年度中に公益財団法人として移行申請が行えるよう、準備をしているところである。
- 今後、移行申請を行うに当たり、解決・整理していく事項として、役員となる者が理事会等に本人出席が可能か、収支相償、遊休資産額の制限の要件を挙げている。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価：ある程度達成している】

- 当法人は、農地の保有の合理化、農業生産の高度化と農業経営の近代化を促進することを目的に設立された(財)愛媛県農業開発公社と、農林漁業への就業の促進及び農林漁業後継者の定着・確保・育成などを目的とした(財)農林漁業後継者育成基金が平成14年に統合して現在に至っているが、当法人の事業も統合前の財団で行われていた2つの事業に大別される。
- 「農地保有合理化事業」において、農地の買入れから売却までの間に発生する農地保有コストについては、平成19年以降の買入分は必要な資金を全額無利子で融資を受けることができるようになったため、減少が見込まれるが、今後とも市町レベルの農地保有合理化法人と連携し、効率的・効果的な事業の推進に努められたい。
- 「担い手育成のための事業」は、県や市町、関係団体において様々な取組が行われているが、これらの関係者と連携し、県下の農林漁業への就農・就業支援体制の中心的役割を担いながら事業を実施されたい。
- 改革期間中(平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。)基金の効率的運用、経費節減、事業実施方法の改善などにより収支の改善が図られ、担い手育成に係る事業に充てる事業費を増やすことができた。今後とも、安全性に配慮しつつ有利な基金の運用に努めるなどして収入増加に努め、農林漁業従事者の新たな担い手確保に努められたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は10名、職員数は11名で、改革期間中、人数に変動はなかった。 ・ 当法人の職員は、経費削減を目的として県農業会議事務局との一体化（兼務職員化）を図っているが、当法人の自律的な運営及び農業会議の業務に支障が生じることがないよう、双方の業務基盤に脆弱化をきたさぬよう、今後とも留意していく必要がある。 ・ 職員給与は、県に準じて給与カットを実施している。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい県の財政状況を踏まえ、今後も県からの補助金の削減傾向が続くことが見込まれるため、事業の成果を踏まえた効率化・合理化等に努めるとともに、県、市町や関係団体等との役割分担の見直しをより一層進める必要がある。 ・ 県からの貸付金は、認定就農者に対して貸し付ける就農支援資金の貸付財源、新たに林業に就業しようとする者等に貸し付ける林業就業促進資金の貸付財源として、法律により青年農業者等育成センター及び林業労働力確保支援センターに指定されている当法人に貸し付けるものであり、担い手となる人材の増大を図るため必要となるやむを得ない措置であるが、林業就業促進資金の利用については低調であるため、その利用促進に努められたい。 ・ 県では、当法人が金融機関又は(社)全国農地保有合理化協会から資金を借り入れる際に、これらの機関又は当該協会に損失補償を行っている。これは農林水産省が所管する「農地保有合理化事業」において、農地保有合理化法人である当法人が農地を買入・借入して担い手農家に再配分するために、金融機関又は当該協会から買入れ資金及び小作料前払い資金を借り入れる場合の未返済元金を損失補償するというスキームのもとに行われるものであり、農業経営規模拡大等を図るため必要となるやむを得ない措置である。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手対策は、県との十分な連携のもと実施する必要があるため、県農林水産部長が理事長に就任するとともに、関係機関との調整など事業の円滑な推進・実効性の確保等のため、県から職員派遣、職員兼務を各1名行っているほか、県退職者1名が職員として雇用されている。 	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営情報について、県ホームページ（行政システム改革課の県出資法人のサイト）にて公表している。 ・ 法人ホームページを定期的に更新し、情報提供を行っている。 ・ 情報公開要綱を定めている。 	